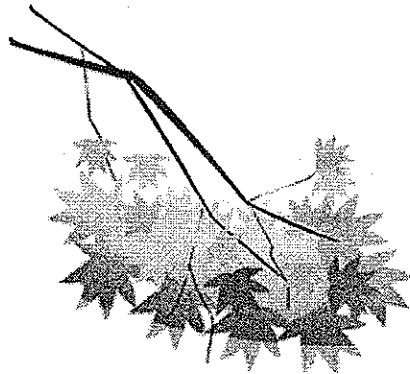


みのおワーキングNEWS

2003年9月1日
NO.28

発行：箕面市市民生活部商工観光課 〒562-0003 箕面市西小路4-6-1 TEL(072)724-6727(直通) FAX(072)721-9907

9月は障害者雇用促進月間です



平成15年度障害者雇用促進事業主研修会開催のお知らせ

ノーマライゼーションの浸透及び障害者市民の雇用促進のため、毎年、箕面市が実施している障害者雇用促進事業主研修会。本年は、全国で56店舗を展開し、正社員約1,200名、グループ従業員約3,400名の規模でありながら、障害者の雇用率が2%を超えている「株式会社赤ちゃん本舗」の総務本部人事部長 六反園和明さんを講師にお迎えします。

実際に障害者の雇用を実践している現場からの貴重なお話です。皆さまの積極的なご参加をお願いいたします。

日時：平成15年9月25日(木) 午後1時30分～3時30分

場所：ふれあい就労支援センター2F多目的室(箕面市稲1-11-2)

※場所については、同封のチラシをご覧ください。

内容：①障害者雇用優良事業主被表彰事業所の紹介

②講演『障害者雇用の実際 ～(株)赤ちゃん本舗の場合～』

講師 株式会社赤ちゃん本舗 総務本部人事部長 六反園和明氏

③箕面市障害者雇用支援センターの活動紹介

④箕面市障害者雇用支援センターの施設案内ほか

主催：箕面市

後援：池田公共職業安定所、大阪府総合労働事務所、箕面商工会議所

(財)箕面市障害者事業団

目次

仕事と家庭を考えるセミナーのご案内	2
全国労働衛生週間の実施について	4
改正労働基準法のあらまし	4
中高年就職サポート事業	6
箕面市企業内人権啓発研修会	7
ハローワーク池田からのお知らせ	8
みのおワーキングNEWSに関する大切なお知らせ	8

10月は仕事と家庭を考える月間です

第9回「仕事と家庭を考えるセミナー」のご案内

急速な少子化の進行は、社会経済全体に深刻な影響を与えることが予想され、その少子化対策の一つとして、「次世代育成支援対策推進法」が今年7月に成立しました。

大阪労働局では、仕事と家庭を考える月間の主要行事として、「仕事と家庭を考えるセミナー」を開催し、「次世代育成支援対策推進法」についての講演や仕事と家庭の両立をテーマとしたパネルディスカッションを行います。男性を含めた労働者が育児休業等を取得しやすい環境づくりや、仕事と家庭の両立を図るための制度の整備のために、ぜひ、ご参加ください。

日時 平成15年10月16日(木) 13時30分から16時15分
場所 プリムローズ大阪 2階 「鳳凰」の間 大阪市中央区大手前3-1-43
地下鉄中央線・谷町線「谷町四丁目」①B出口より徒歩1分

内容 講演

「少子化の動向と次世代育成支援対策推進法を中心とした政府の取組について」

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課長 宮野甚一

パネルディスカッション ほか

対象 企業の職業家庭両立推進者及び人事労務担当者等

定員 270名(先着順、参加無料)

主催 大阪労働局、大阪府、(財)21世紀職業財団大阪事務所、雇用・能力開発機構大阪センター

育児・介護休業法については

大阪労働局雇用均等室へ

〒540-8527 大阪市中央区大手前 4-1-67

大阪合同庁舎第2号館8F

TEL06-6941-8940 FAX06-6946-6465

「仕事と家庭を考えるセミナー」のお申込は

(財)21世紀職業財団大阪事務所へ

〒541-0054 大阪市中央区南本町 1-7-15

明治生命堺筋本町ビル13F

TEL06-6262-2151 FAX06-6262-2154

FAXによりお申し込み下さい。

参加申込書			
氏名	役職		連絡電話番号
企業名	業種	労働者数	所在地

知っていますか？
ご相談ください！



育児・介護休業法では、育児休業や介護休業の申出をしたことや、育児・介護休業を取得したことを理由として行う解雇や不利益な取扱いが禁止されています。

大阪労働局では、育児・介護休業法に関する相談を受けて、解決しています。このようなことで困っておられる場合は、大阪労働局雇用均等室へご相談下さい。

育児休業を取らせてもらえない。

女性労働者が、育児休業を会社に申請しましたが、これまで、育児休業を取得した例がないことを理由に休業を認めてもらえなかったため、雇用均等室へ相談しました。

雇用均等室が会社を指導した結果、女性労働者は育児休業を取得できることとなりました。さらに、会社は就業しながら子を養育することを容易にするため、短時間勤務の措置を規定化し、社内に周知しました。

育児休業を取得したことを理由にパートに変わるように強いられた。

女性労働者が、育児休業から復職したときに、パートタイム労働者へ身分の変更を強要されたため、雇用均等室へ相談しました。

雇用均等室が会社を指導した結果、女性労働者は正社員として、復職できるようになりました。

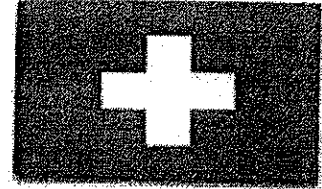
大阪労働局雇用均等室

〒540-8527 大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8F
TEL06-6941-8940 FAX06-6946-6465

TOPICS

平成15年度 全国労働衛生週間の実施について

労働衛生旗



本年も、10月1日から10月7日までを本週間とし、9月1日から9月30日までを準備期間とする全国労働衛生週間が実施されます。

全国労働衛生週間は、昭和25年に初めて実施されて以来、本年度で第54回を迎えます。この間、国民の労働衛生に関する意識の高揚を通じて、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康の保持増進と快適な職場環境の形成に大きな役割を果たしてきました。

我が国における昨年の職業性疾病による被災者は7,502人であり、10年前の約3分の2に減少しましたが、依然として腰痛等の負傷に起因する疾病や、じん肺症等の職業性疾病は後を絶たず、有機溶剤中毒、一酸化炭素中毒、酸素欠乏症等の災害も繰り返し発生している状況にあります。

一方、最近における労働者の健康状況を見ると、産業構造の変化、高齢化の進展等労働者を取り巻く環境が変化する中で、一般定期健康診断の結果、脳・心臓疾患につながる所見を始めとして何らかの所見を有する労働者の割合が増加するとともに、最近の厳しい経済情勢の中で、仕事や職場生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合が増加しています。これに対処するために、過重労働による健康障害防止のための総合対策、職場におけるメンタルヘルス対策等労働者の健康を確保するための施策を推進しているところです。

このような中、平成15年度から5ヵ年計画の第10次の労働災害防止計画がスタートしました。この計画に基づき、職場内のリスクを低減し、働く人々の健康を確保していくために、産業医、衛生管理者等の労働衛生管理スタッフが中核となって、作業環境管理、作業管理及び健康管理に積極的に取り組んでいくことが重要です。

さらに、職場における健康づくりを実効あるものとするためには、労働者自身が積極的に職場の健康管理活動に参加し、自主的に健康管理を行うことも重要です。

このような観点から、本年度は、

「見つめて下さい 心とからだ 見なおしましょう 職場環境」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開します。

この全国労働衛生週間を契機として、職場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図っていただくようお願いいたします。



TOPICS

改正労働基準法のあらまし

有期労働契約の見直し、解雇規定の整備、裁量労働制の見直しなどを内容とする労働基準法の改正が、平成15年7月4日公布されました。施行は、公布の日から6ヶ月を超えない範囲で政令で定める日からとなっております。関係者の方々には、改正の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

改正の趣旨・目的

- ① 産業・雇用構造の変化に対応し、労働者が主体的に多様な働き方を選択できる可能性を拡大
- ② 働き方に応じた適正な労働条件を確保

改正の主な内容は次の3点です。

1 有期労働契約の見直し（契約期間の上限の延長）

有期労働契約の期間の上限を延長します。

- ① 原則3年に延長し（現行は1年）、
- ② 高度の専門的な知識等を有する者や満60歳以上の者については5年とする。

〔第14条第1項〕

⇒②の特例の対象となる労働者の範囲については、大臣告示で定められます。

（注）当該労働契約の期間の初日から1年を経過した日以後においては、いつでも退職することができる。〔附則第137条〕

2 解雇に係る規定の整備（解雇ルール）

労使当事者間に十分に周知されていなかった「解雇権濫用法理」を労働基準法に明記します。

「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。」〔第18条の2〕

（注）「解雇権濫用法理」とは、昭和50年の最高裁判決において示されたものです。この判決では、「使用者の解雇権の行使も、それが客観的に合理的な理由を欠き社会通念上相当として是認することができない場合には、権利の濫用として無効となる」と判示しています。

（就業規則）

就業規則の必要的記載事項に「解雇の事由」を含める。〔第89条第3号〕



3 裁量労働制

裁量労働制とは、労働者を対象となる業務に就かせた場合、労使であらかじめ定めた時間働いたものとみなす制度（みなし労働時間制）です。

現在、2種類の裁量労働制があります。

- ・ 専門業務型裁量労働制・ ・ デザイナー、システムエンジニア等、専門的な業務に就く者が対象。
- ・ 企画業務型裁量労働制・ ・ 事業運営の企画、立案、調査及び分析の業務を行うホワイトカラー労働者が対象

（専門業務型裁量労働制）

労使協定により、健康福祉・確保措置及び苦情処理措置の導入を要することとする。〔第38条の3〕

（企画業務型裁量労働制）

○事業場要件の廃止〔第38条の4〕

企画業務型裁量労働制の対象事業場について、本社等に限定しないこととする。

○導入・運用に関する手続の緩和〔第38条の4〕

- ① 労使委員会の決議について、委員の5分の4以上の多数によるものとする（現行は全員合意）。
- ② 労使委員会の労働者代表委員について、あらためて事業場の労働者の信任を得ることとする要件の廃止
- ③ 労使委員会の設置届の廃止
- ④ 使用者の行政官庁への定期報告事項は、労働時間の状況に応じた健康福祉・確保措置の実施状況に限ることとする。
- ⑤ 決議の有効期間の制限の緩和〔政令改正予定事項〕

詳細の問合せ先 淀川労働基準監督署

大阪市淀川区西三国4丁目1番12号（電話番号 06-6350-3991）

中高年就職サポート事業

スタートのお知らせ

費用無料

大阪府総合労働事務所 北大阪センターにて、6月より、主として中高年齢者の就職を幅広く、きめ細やかに支援するため、3つのメニューを用意し、事業をスタートしました。

どうぞ、お気軽にご利用ください。

メニュー1 求人情報検索コーナー（常設）

インターネットで求人情報をはじめとする職業情報を検索できます。

★ 利用時間：毎日 午前9時30分～午後5時45分

（但し、土、日、祝日及び年末年始を除く）

メニュー2 キャリアカウンセリング

求人情報の探し方、履歴書や職務経歴書の書き方、面接の受け方など、マンツーマンのカウンセリングを実施します。

★ 実施日：毎月 第4金曜日 午前10時・午後1時・3時
各1名（約90分）事前に電話でご予約ください。

メニュー3 就職セミナー

職業に関する時事的話題、求職活動に関する心構えなど、就職活動に役立つセミナーを開催します。

★ 開催日時：偶数月の第4金曜日 午後2時～4時

定員20名 別途、チラシ等でご案内します。

※ なお、仕事の斡旋や紹介はできませんので、ご了承ください。

- ◆ 問合せ・申込先 ◆ 大阪府総合労働事務所 北大阪センター
〒560-0082 豊中市新千里東町1丁目2-1 千里中央センタービル2F
※北大阪急行「千里中央」駅下車、北側の改札口を出てすぐ
※大阪モノレール「千里中央」駅下車、北へ約300m

TEL 06-6872-3030 FAX 06-6872-3033

箕面市企業内人権啓発研修会

「人権」について、改めて考えるという機会は、あまりないかもしれません。でも、「人権」は、私たちの日常生活に密接に関わっています。

難しく思われがちな「人権」を分かりやすく、けれども深く考えさせられる—箕面市企業内人権啓発研修会に、是非、ご参加ください。

講演「人生・出逢い ～茶の間・職場・街角で学ぶ人権～」

講師：皇學館大学 社会福祉学部教授 向出佳司 氏

☆講師のプロフィール

- ・奈良教育大学・筑波大学を経て、カリフォルニア州立大学大学院修了
- ・法務省人権擁護委員
- ・日本臨床心理士として、文部科学省「いじめ」「不登校」認定スクールカウンセラー
- ・日本「いのちの電話」特別相談員

【と き】平成15年10月6日（月） 午後1時30分～午後3時00分

【ところ】COM3号館5階会議室

箕面市船場東2-5-47

ご来場の際は、できるだけ公共交通機関をご利用下さい。

【対 象】箕面市内に所在する事業所

【受講料】無料

【申込み】TEL、FAX、MAILのいずれもO.K

【主 催】箕面市

【後 援】池田公共職業安定所、箕面商工会議所

大阪船場繊維卸商団地協同組合、箕面企業人権啓発推進員協議会



【申し込み先・問い合わせ先】

○箕面市商工観光課 〒562-0003 箕面市西小路4-6-1 Tel 072-724-6727 Fax 072-721-9907

Mail syoukou@maple.city.minoh.lg.jp

ハローワーク池田からのお知らせ

■ 障害者の雇用促進について

障害者がノーマライゼーションのもと社会の一員として様々な分野で参加していける社会づくりが進められているところですが、厚生労働省では、障害者の雇用促進のため各種の取り組みを実施しております。

事業主の方々共に職場で働く方々をはじめ、国民のみなさまに障害者の雇用促進についてのご理解、ご協力をお願いいたします。

■ 高年齢者の雇用について

65歳未満の定年の定めをしている事業主は定年の引上げ、継続雇用制度の導入等により65歳までの安定した雇用の確保を図るために必要な措置(高年齢者雇用確保措置)を講ずるよう努めなければならないとされています。

事業主の方々のご理解と実施に向けた取り組みをお願いいたします。

■ 「再就職援助計画」のお知らせ

定年、解雇等により離職することが予定されている高年齢者等(45歳以上65歳未満)が再就職を希望する場合には、円滑な再就職を図るための再就職援助計画制度があり、事業主にも助成措置等があります。

※これらに関する各種助成制度につきましては、ハローワーク池田までお問い合わせ願います。

TEL 072-751-2595

● 障害者に関すること

専門援助部門 内線22

● 高年齢者・再就職援助計画に関すること

事業所サービス第2部門 内線61



「みのおワーキングNEWS」に関する大切なお知らせ

■ これまで、労働福祉の向上を目的とした情報紙「みのおワーキングNEWS」を市内事業所の皆様に送付させていただいてきましたが、昨今の厳しい財政状況等を鑑み、希望事業所のみに対して送付させていただくことといたします。

■ つきましては、今後も引き続き「みのおワーキングNEWS」の配布を希望される事業所におかれましては、同封のハガキに、その旨をご回答いただきますようお願いいたします。

■ また、企業内の人権啓発研修に関する現状を把握し、今後の参考とさせていただくため、アンケートを実施いたします。上記同封のハガキに、あわせて、ご回答いただきますよう、お願いいたします。

箕面市市民生活部商工観光課 〒562-0003 箕面市西小路4-6-1

tel 072-724-6727 fax 072-721-9907 mail syoukou@maple.city.minoh.lg.jp